

ネットとうほく 2020（検）第 11 号－4

2021 年（令和 3 年）11 月 30 日

〒160-0022

東京都新宿区新宿 3 丁目 1-13

京王新宿追分ビル 9F

株式会社メディビューティー

代表取締役 久保 瞳 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申 入 書

消費者市民ネットとうほく（以下「当団体」といいます）からの 2020 年（令和 2 年）12 月 8 日付け照会書に対し、貴社より本年 2 月 14 日付けで回答書をいただきました。その回答書には、当団体が上記照会書で指摘した問題点を踏まえて、広告及びホームページを改めることにしたこと、その改訂時期は本年 3 月上旬を予定していることが記載されております。

当団体は、上記の回答を踏まえ、貴社に対し、本年 3 月 29 日付けと 8 月 10 日付けの 2 回にわたり「改訂した広告（チラシ）のサンプルをお送りいただくとともに、広告（チラシ）及びホームページにおいてどのような点を改訂したのかをお知らせください」との通知をお送りしておりました。これに対し、貴社からは、本年 10 月 29 日付け書面で「ご指摘の内容を検討した結果、該当する広告につきましては掲載内容を見直しすることといたします」との回答をいただきました。しかし、この度いただいた回答書には広告の見直しの時期は明示されておらず、本年 2 月 14 日付けの回答書でいただいていた「改定されたところの広告等がされる時期は本年 3 月初旬位」というお約束の時期からは、既に 8 ヶ月以上が経過しております。

さらに、貴社のホームページの現状を確認すると、「全身脱毛」に関し当団

体が指摘した点について、現在も総額表示のないまま「初月無料」「月額¥3300円(税込)」など、問題のある広告がホームページの冒頭に表示されており、貴社からの回答にあるような改善は、本年10月29日付け回答書をいただいた後も、何ら実施されてはおりません。

このように、当団体が貴社に求めている広告等の改正にご対応をいただけませんでしたので、当団体は、貴社に対し景品表示法上問題となる点の改正を求めて、以下のとおり正式に申入れをいたします。本申入れに対しては、本書面到達後1ヶ月以内に、ご回答を書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、初回の通知でお送りした「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴社のホームページ及び広告チラシの料金表示について、

- 1 「全身脱毛 月額¥3300円(税込) 全身最短6ヶ月! 初月0円」等の表示を削除するよう申し入れます。
- 2 上記1の削除には応じられないという場合には、
 - (1) 上記1の表示とそれに関する料金の説明(全身脱毛のコースが6回であるのに対し支払回数が36回であること、料金の総額表示118,800円(税込)となること)の文字のポイント数を大きくした上で、これらを並べて表示すること
 - (2) 「初月無料」の意味は、1ヶ月分を無料とし総額から1ヶ月分を減額するものではなく、月払いが1ヶ月遅れるだけである旨を明示すること等の措置を講じるよう申し入れます。

第2 申入れの理由

1 景品表示法の規制

景品表示法においては、取引条件についての不当表示として、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」を「有利誤認表示」として、規制対象としております(景表法5条2号)。上記の「著しく有利であると一般消費者に誤認される」ものの例としては、「当該表示によって販売価格が実際と異なって安いという印象を一般消費者に与えること」などがあげられま

す。

2 消費者庁の見解

景品表示法上の不当な価格表示に関する消費者庁の見解（平成28年4月1日付け「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」）によれば、「競争事業者の店舗の販売価格よりも自店の販売価格を安くする等の広告表示において、適用対象となる商品について、一般消費者が容易に判断できないような限定条件を設けたり、価格を安くする旨の表示と比較して著しく小さな文字で限定条件を表示するなど、限定条件を明示せず、価格の有利性を殊更強調する表示を行うことは、一般消費者に自己の販売価格が競争事業者のものよりも著しく有利であるとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。このため（中略）適用対象となる商品の範囲及び条件を明示するとともに、安さの理由や安さの程度について具体的に明示することにより、一般消費者が誤認しないようにする必要がある」とされております。

3 貴社のホームページの表示の問題点（URL「<https://la-coco.com>」）

貴社のホームページの上記広告の記載の内容は、「月額3300円（税込）」で最短で6ヶ月通えば全身脱毛の目的を達成することができるように受け取ることができます。したがって、月額3300円（税込）の6ヶ月分で19,800円のコースが、今なら「初月無料」となり月額3300円（税込）の5ヶ月分の16,500円の料金で、6ヶ月間の全身脱毛のコースを申し込むができるという内容に読むことができますが、実際には、全身脱毛のコースが6回であるのに対し支払回数が36回であり、料金の総額は118,800円（税込）というのが貴社の契約の内容だと思われます。それにもかかわらず、上記URLの貴社ホームページにおける表示は、料金の総額表示が月額表示と比較して小さく、離れた位置に配置されているため実際の料金総額等が極めて分かりにくいものとなっております。また、「初月無料」という表示も、その意味内容が分かりにくく、あたかも、総額から1ヶ月分が減額になるかのような誤解を招くおそれがあります。

このような表示は、貴社のサービスの価格について、上記の消費者庁の見解によれば、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるものとして、景表法第5条第2号に抵触します。

4 貴社のチラシの表示の問題点

貴社が配布しているチラシ広告においても、上記のホームページ広告で述べたことと同様に、月額料金3,300円の表示とそれに関する料金の説明（全身脱毛のコースが6回であるのに対し支払回数が36回であること、料金の総額表示118,800円（税込）となること）が、離れたスペースに極めて小さな文字で配置されており、実際の料金総額等が極めて分かりにくいものとなっております。また、前述したように、「初月無料」という表示も、その意味内容が分かりにくく、あたかも、総額から1ヶ月分が減額

になるかのような誤解を招くおそれがあります。

このような表示は、上記の消費者庁の見解によれば、貴社のサービスの価格について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるものとして、景表法第5条第2号に抵触します。

5 むすび

以上のような理由により、当団体は、貴社に対し、申し入れの趣旨記載のような表示の見直しを実施いただくよう、本書にて申し入れをいたします。本書面の趣旨を踏まえ、貴社表示の見直しをご検討いただきますようお願いいたします。

以 上